

第23回サステナブルファイナンス有識者会議

事務局資料

令和6年5月28日

金融庁

0. 前回のまとめ

第22回の議論まとめ（地域における脱炭素等の取組みについて）

（主なご意見）

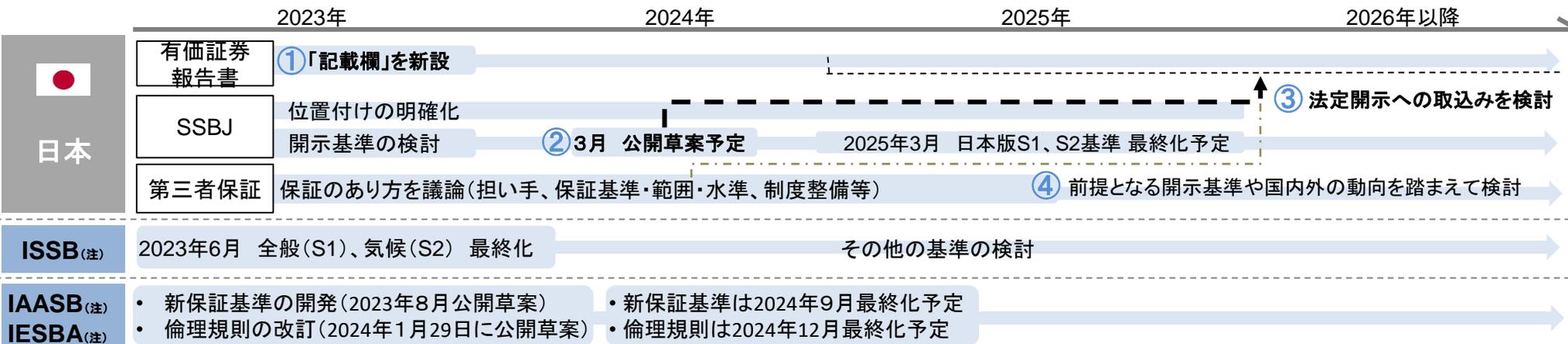
- エネルギー価格の上昇等も背景に、中小企業の脱炭素への関心は高まっている一方、様々な経営上の課題が存在する中で、実際の取組みを進めるまでには至れていない企業も多い。**脱炭素の対応が、企業の経営改善や事業機会の創造等につながり得ることについて、政府や業界団体等での事例提供等も含めて理解を得ていくことが重要ではないか。**
- 例えば、設備の入替えや省エネにより、**排出量減だけでなく、コスト削減等を図る企業の取組みや、こうした点を有効に支援している金融機関の支援事例などについて、有効性や経済性を理解できるようなわかり易い形で、関係省庁連携して共有**していくことが有効ではないか。
- 金融機関等も含め幅広い関係者が参加する形で、地域におけるまたは特定セクターに係る、脱炭素等について枠組みが様々に立ち上がっている。こうした取組みを有効に機能させ、**地域の強みや特徴を活かした脱炭素やGX等への取組み**を有効に促すため、例えば、何らかの形で地域での**旗振り役を特定して、各種支援機関や様々な企業等との協働などを進めていくことが**考えられないか。
- FE（ファイナンスド・エミッション）の計測・活用については、データやシステムの整備等に係る金融機関・取引先双方の人的・費用的負担も相応に及ぶものであり、関係省庁等から**簡便な算定方法の具体例等を示すことで、効率的・効果的な運用が期待**されるのではないか。その際、排出量の算定の方法・ツール等が複数存在していることも踏まえ、例えば、それぞれの方法の相違点、合算の可否、簡便に全体像を掴む方法等の論点について、検討主体を含め検討・整理していくことが期待される。

1. 企業開示の充実

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ設置の背景

- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始(個別具体的な基準はなし)。今後、この開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要 …①
 - 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)では、昨年6月に最終化した国際基準(ISSB基準)を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を開発中であり、本年3月に公開草案を公表 …②
 - SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業(プライム上場企業ないしはその一部)から始めることが考えられる中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる …③
- (注)2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言
- また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要 …④

⇒ 金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを新規に設置



(注1)ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)

1. 1. サステナビリティ開示基準の在り方及び適用対象・ 適用時期

サステナビリティ開示基準のあり方

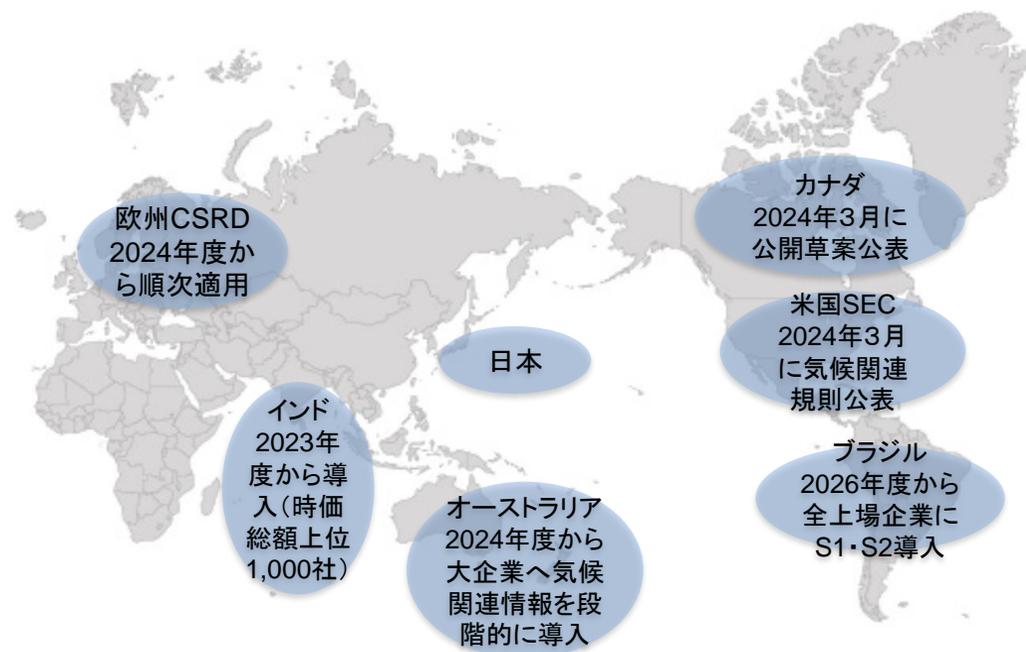
- 2023年6月に、サステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準としてISSB基準が設定され、今後、各国で、同基準の適用に向けた動きが進展することが見込まれる。欧州では、ISSB基準と相互運用可能な基準による開示が始まっている。
- このように各国で開示基準を制度化する動きが進展する中、グローバルに展開する我が国企業によるサステナビリティ情報の開示について、国際的な比較可能性を確保することで、投資家から評価され、企業と投資家との建設的な対話を促進して、中長期的な企業価値の向上につなげることが重要。企業にとっても、我が国独自の基準でなく、国際的に比較可能性が確保された基準に基づいて情報開示を行う方が実務負担の観点から望ましいとの声がある。
- 上記を踏まえると、我が国において、グローバルに展開する企業に適用されるサステナビリティ情報の開示基準は、国際的なベースラインの基準となるISSB基準と同等であることが求められる。

【2024年名目GDP予測(単位:十億ドル)】

| | 国・地域 | 名目GDP(IMF予測) |
|----|---------|--------------|
| 1 | 米国 | 27,966.5 |
| 2 | 中国 | 18,560.0 |
| 3 | ドイツ | 4,700.8 |
| 4 | 日本 | 4,286.1 |
| 5 | インド | 4,105.3 |
| 6 | 英国 | 3,587.7 |
| 7 | フランス | 3,183.4 |
| 8 | イタリア | 2,284.0 |
| 9 | ブラジル | 2,265.1 |
| 10 | カナダ | 2,238.5 |
| 11 | ロシア | 1,904.3 |
| 12 | メキシコ | 1,994.1 |
| 13 | 韓国 | 1,784.8 |
| 14 | オーストラリア | 1,685.6 |
| 15 | スペイン | 1,676.5 |

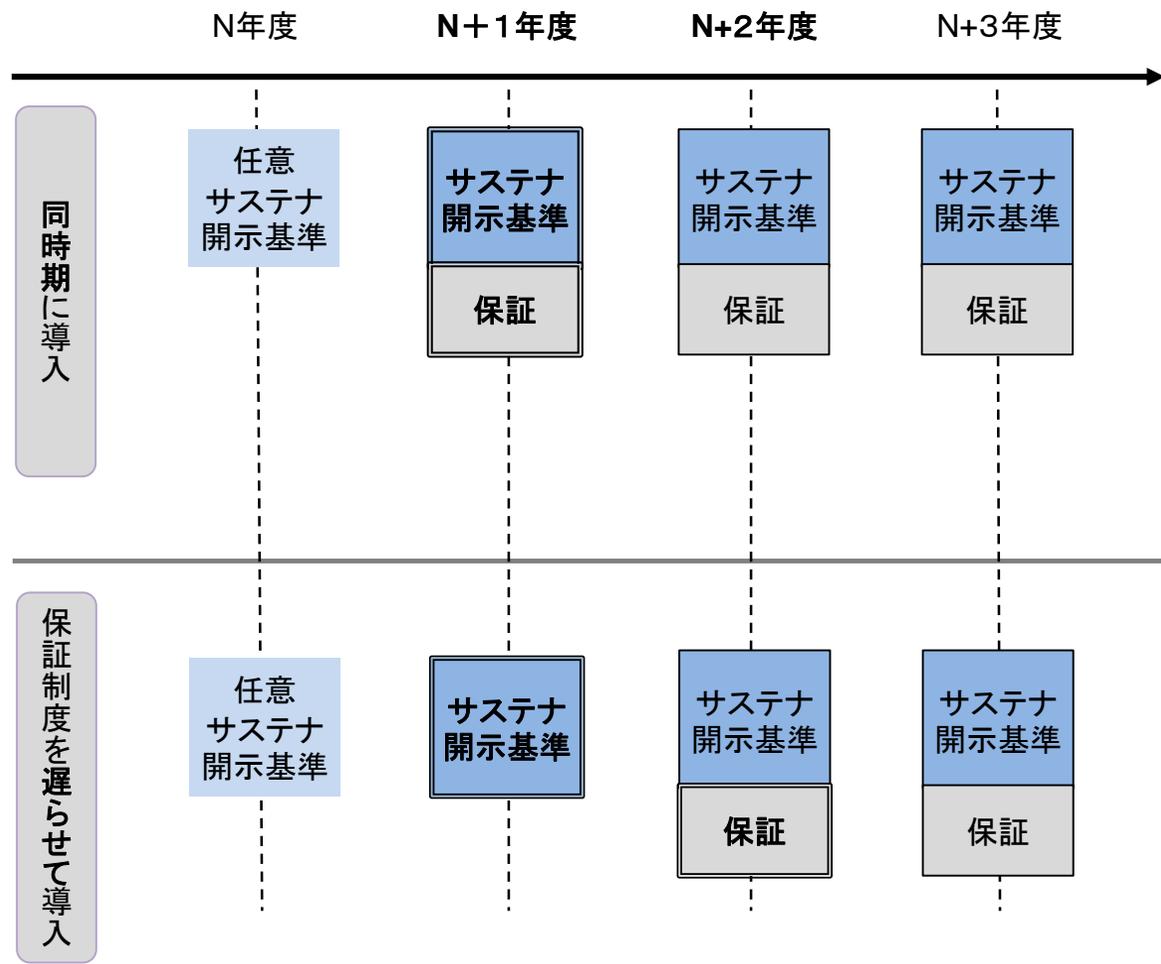
【株式時価総額(単位:百万ドル)】

| | 国・地域 | 株式時価総額 |
|----|---------|--------------|
| 1 | 米国 | 53,360,718.6 |
| 2 | 中国 | 9,038,244.5 |
| 3 | 日本 | 6,586,868.9 |
| 4 | 香港 | 4,747,625.6 |
| 5 | インド | 4,458,738.2 |
| 6 | フランス | 3,374,531.7 |
| 7 | サウジアラビア | 2,994,405.4 |
| 8 | イギリス | 2,980,687.1 |
| 9 | カナダ | 2,862,846.2 |
| 10 | ドイツ | 2,426,504.8 |
| 11 | 台湾 | 2,134,494.8 |
| 12 | スイス | 2,031,000.2 |
| 13 | 韓国 | 1,858,375.9 |
| 14 | オーストラリア | 1,598,817.3 |
| 15 | オランダ | 1,057,917.1 |



サステナビリティ開示基準と保証の導入のタイミング

□ サステナビリティ開示基準の導入時期を考えるには、保証制度の導入も考慮に入れることが重要。サステナビリティ開示基準と保証制度の導入を同時期に行うか、保証制度を遅らせて導入するかについては、保証制度のあり方や実務面を含めた検討が必要



(利点)

- ✓ 開示基準の強制適用時から保証があることで、信頼性が確保された情報を提供

(考慮事項)

- ✓ 開示基準への対応と保証への対応を同時期から始めるため、過度な負担とならないか
- ✓ 保証制度の枠組みに合った保証提供者を十分に確保できるか

※ 欧州においては、2024年度から開示の導入と同時に限定的保証が導入される。

(利点)

- ✓ 保証への対応がしやすい(企業、保証提供者とも)

(考慮事項)

- ✓ 保証を受けていなかった期(N+1年度)の情報について、保証人から、問題点を指摘される可能性

※ 米SECの気候関連開示規則においては、大規模早期提出会社の場合、全ての開示義務の導入の3年後からScope1、Scope2の限定的保証が導入される。

サステナビリティ開示基準の適用対象、適用時期のイメージ

| 対象 | 2024年 | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 | 203X年 |
|---------------------|---|--------------------------------|----------------------|---|---|--------|---|
| SSBJ 基準 | 3月～7月 公開草案 | 3月 最終化予定 | | | | | |
| プライム | 以下の取組みを開始 > 開示の好事例を通じた促進 > TCFD提言による開示 > Scope1・2の開示を推奨 | | 案1 SSBJ基準 任意適用 | 3月期～ (有報) SSBJ基準 義務化の開始 対象:時価総額 3兆円以上 (時価総額55%) | 3月期～ (有報) SSBJ基準 義務化の拡大 対象:時価総額 1兆円以上 (時価総額74%) 保証 | 順次拡大 → | (有報) SSBJ基準 義務化 対象:プライム 全企業 保証 |
| | | | 案2 SSBJ基準 任意適用 | 3月期～ (有報) SSBJ基準 義務化の開始 対象:時価総額 3兆円以上 (時価総額55%) 保証 | 3月期～ (有報) SSBJ基準 義務化の拡大 対象:時価総額 1兆円以上 (時価総額74%) 保証 | | 順次拡大 → (有報) SSBJ基準 義務化 対象:プライム 全企業 保証 |
| スタンダード | 以下の取組みを通じて開示を底上げ > 開示の好事例を通じた促進 > TCFD提言の利用 > Scope1・2の開示を推奨 ※ SSBJ基準の任意適用は可能 | | | | | | |
| グロース | | | | | | | |
| EU | | 12月期 欧州 子会社 限定的 保証 | | | 12月期 連結 ベース 限定的 保証 | | |
| CSR ESRS | | | | | | | |

事務局提案

- グローバルに展開する我が国企業によるサステナビリティ情報の開示について、国際的な比較可能性を確保することで、投資家から評価されることに繋がるとともに、企業にとっても、国際的に比較可能性が確保された基準に基づいて情報開示を行う方が実務負担の観点からも望ましいとの声もある
- これを踏まえると、グローバルに展開する企業に適用されるサステナビリティ情報の開示基準は、国際的なベースラインの基準となるISSB基準と同等であることが求められる

主なご意見

- SSBJ基準がISSB基準と機能的に整合性が確保されている状況、同等であることが大前提
- 欧州・米国をはじめとする諸外国との間で基準のインターオペラビリティを確保する必要があり、ISSBやEFRAG等と金融庁は協議をすべき

考えられる対応(案)

- 3月29日に公表されたSSBJ基準の公開草案の状況を注視しつつ、国際的なベースラインとなるISSB基準と同等なサステナビリティ情報の開示基準を金融商品取引法令に取り込む
- 我が国のサステナビリティ情報の開示基準が国際的なベースラインとなる基準と機能的に同等なものと認められ、インターオペラビリティ(相互運用性)を確保できるよう、金融庁は、関係する国際機関や諸外国と緊密に連携していく

事務局提案

- 気候変動関連の情報開示について、プライム上場企業の中でも対応状況に差が見られること、欧米では企業規模や市場規模に応じた段階的な導入が決定されていること等から、わが国でも段階的に適用していくことが適当
- 段階的に適用するにあたって、日本と同じシングルマテリアリティを採用する米国の例やIFRS財団が公表した「法域ガイド」も踏まえ、まずは時価総額で企業を分けて適用
- 東京証券取引所の市場区分のうち、プライム市場は、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場であることから、サステナビリティ開示基準の適用対象企業については、プライム市場上場企業を念頭に置く
- 当初は時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業から始める

主なご意見

考えられる対応(案)

適用対象企業の区分け
段階的な適用

- 一定の準備期間が必要であり、投資家からのニーズが高く対応可能な企業から段階的に導入していくことが現実的
- 開示品質を確保する観点からも、適用対象企業を絞り込んでスタートし、その後徐々に拡大することは説得的
- 時価総額は、企業価値を構成する要素で、投資家の意思決定に有用な情報を提供するという基準の性質や目的に照らしても合理的。時価総額によるカバレッジは、総資産、純利益等によるカバレッジとほぼ同じであり、一定の合理性がある(第2回WG参考資料を参照)
- 適用対象企業の区分けについて、時価総額だけではなく、売上高や従業員数、企業数のカバレッジ等の視点も必要ではないか
- 欧州CSRDの域外適用を受ける日本企業は、臨時報告書や半期報告書で、日本の投資家に対して情報提供すべき

- まずは時価総額を基準に時価総額3兆円以上のプライム上場企業から段階的に導入していく案を中心に据える
- 他方で、時価総額以外に、海外での開示状況等も基準に加えることを検討

主なご意見

考えられる対応(案)

任意適用の促進

- 任意適用を積極的に進めるべき。ただし、任意適用時のエンフォースメントには慎重に検討すべき
- 任意適用の状況の見える化や好事例集の公表を通じて任意適用企業を積極的に評価する仕組みが重要。インセンティブ付けも検討すべき
- 特定の業種に対して、より積極的に任意適用を働きかけることも重要
- 適用対象外の企業が準拠しやすいプリンシプルのような柔軟性のあるフレームワークや簡易的な開示基準を示すことも望ましい

- 適用対象に含まれない企業に対しても、適切なサステナビリティ情報の開示を促進する施策を同時に進める必要
- 例えば、任意適用の状況の見える化や好事例集の公表、開示のプリシンプルを通じた奨励等を行うことも検討しつつ、任意適用を積極的に進める

適用企業の拡大

- 社会的インパクトや経済活動規模が大きい非上場企業についても留意すべき
- 時価総額1兆円以上の企業の時価総額合計が市場の7割以上を占めるとしても企業数では限定的であり、対象を拡大すべき。投資ユニバースの観点からは不十分であり、プライム市場の代表的な企業が適用されたといえるのか、諸外国との比較の観点から懸念
- 最終的な適用対象は、プライム市場上場全企業を目指すべき
- 最終的な拡大のあり方を検討するに当たり、プライム上場企業でも規模にはかなり相違があることにも留意すべき
- 現時点で、203X年にプライム上場企業全てに強制適用の範囲を拡大することを示すことは時期尚早

- なるべく早いタイミングで適用対象を拡大できるよう、時価総額3兆円以上の企業に適用した後、1年後に1兆円以上の企業、さらに任意適用や実務の浸透を踏まえつつ順次5,000億円以上の企業に適用するといったスケジュールを設定する

事務局提案

- （案1）時価総額3兆円以上は2027年3月期から、1兆円以上は2028年3月期から（保証を含む）
（案2）時価総額3兆円以上は2028年3月期から（保証を含む）、1兆円以上は2029年3月期から（保証を含む）、を提案
- 203X年3月期を目途にプライム全上場企業へ適用を拡大する

主なご意見

○案1の考え方に賛同する意見

- グローバル投資家との建設的な対話を可能にするための情報量と信頼性を確保する観点に加え、日本の資本市場の対応が、主要な資本市場と比較して大きな遅れを伴わないよう早期に実現することが重要
- スピード感が大事であり、SSBJ基準の最終化後に速やかに適用を推進していくことが望ましい
- 時期を明確にして企業に準備を急いでもらう必要。2030年代後半ではなく、極力早い時期に向けた準備を促すための環境整備や雰囲気醸成も必要
- プライム全上場企業への適用に向けたタイムラインやターゲットを明確化するべき。企業がネットゼロに向けた中間目標を設定している2030年をタイムラインとすることも、一つの考え方

○案2の考え方に賛同する意見

- 他国基準の日本企業への適用状況等も踏まえつつ、強制の有無、適用時期等について実務に配慮した慎重かつ柔軟な制度設計が必要

○その他

- 海外に向けて、強制適用と任意適用を組み合わせたアプローチであることを説明していくことが重要
- EU域外適用のタイミングでは、我が国でも保証がついていることが必要
- 現時点で、203X年にプライム上場企業全てに強制適用の範囲を拡大することを示すことは時期尚早
- 企業の準備期間を考慮して、期末より前の、どの時点の時価総額をベースにして適用対象を判断するのか明確にする必要

考えられる対応（案）

- 2027年3月期から強制適用を開始し、2030年代にプライム全上場企業を対象とすることを基本線としつつ、国際動向、海外における実務の浸透等を注視しながら、柔軟に対応していく必要
- この場合において、有価証券報告書以外の書類も用いた2段階の開示を認めることも検討

1. 2. サステナビリティ開示制度導入における論点

サステナビリティ開示制度導入において検討が必要となりうる論点（案）

- 有価証券報告書において基準に準拠したサステナビリティ情報を開示する場合、提出期限である「事業年度後3か月以内」に作成や保証を終えることができるか。 実務が定着するまでの間の経過措置として、例えば、有価証券報告書の2段階開示（サステナビリティ情報部分の開示を遅らせる）の導入、保証の強制適用時期を遅らせるなどの措置が必要か。仮に、有価証券報告書の提出期限を延長する場合には、株主総会に有用な情報が提供されることをどのように確保するかについても、合わせて検討する必要があるか。
- サステナビリティ開示基準を有価証券報告書に導入するにあたり、ISSB基準において適用初年度のみ認められた経過措置（気候関連のみの報告、報告タイミングの緩和、Scope3の開示免除等）を延長すること等により、企業の準備に配慮する必要がないか。
- サステナビリティ情報には、バリューチェーンからの情報（Scope 3）や将来情報の記載等、現状では確度（精度）の低い情報があり、これらの情報について有価証券報告書への記載を求める場合、企業のコントロールが及ばないような情報に関する虚偽記載に対し、何らかのセーフハーバーを設けることが考えられないか。
- サステナビリティ情報の作成に当たっては、バリューチェーンに関するデータ収集に課題があるのではないか。 何らかの効率的な対応を行うことができないか。
- サステナビリティ情報開示のための、実務的な対応を明らかにすべきではないか。 簡便な対応が許容されるのであれば、それを明らかにすべきではないか。
- サステナビリティ開示基準に準拠して開示を行う企業に対し、なんらかのメリットや負担軽減、開示の意義を実感できる仕組みが考えられないか。

主なご意見

提出期限

- ・ サステナビリティ情報を有価証券報告書と同時に開示するには、データ収集上の問題があり、ハードルが高い。サステナビリティ情報の開示時期や有価証券報告書自体の提出期限の後ろ倒しも検討する必要
- ・ 財務と非財務の同時開示に向けて、シンクロしたデータ収集や取締役会での議論などの体制づくりに向けて、期限を定めて「期待マネジメント」していくべきではないか
- ・ 気候変動に関する情報について、金融庁は環境省、経産省ともよく調整し、サステナビリティ情報の開示時期や有価証券報告書の提出時期を検討すべき
- ・ サステナビリティ情報は財務情報を補完するものであり、ISSB基準は同時開示を求めていることも踏まえると、例外を認めることは国際的に望ましくない面もあるのではないか

総会前提出

- ・ 質問があれば株主総会での説明義務があることを考えると、有価証券報告書が株主総会前に提出され、株主がアクセス可能である状況を確保することが望ましい。そのため、サステナビリティ情報を株主総会で使える状況にする企業には、有価証券報告書の提出期限を事業年度末日から4か月に延ばす方法も検討してよいのではないか
- ・ (基準日をずらしている実例もあることを前提に)企業が自主的に総会の開催時期を検討できる方向で議論を進めることで、企業にとっても、時間を確保してデータ収集等を行うことができ、透明性を持った開示をした上で株主総会を迎えられることができるため、プラスが多いのではないか

スコープ3・バリューチェーンの開示

- ・ スコープ3やバリューチェーンの開示をしないと、ISSB基準等の世界のルールと著しく差異が生じるので、日本の資本市場に大きな問題。完璧な開示を求めるわけではないことを啓蒙しながら、体制整備を図っていくべき
- ・ 米国基準は、スコープ3の開示適用免除される等、かなり現実路線に変更されている。この米国基準は、国際的な影響力が大きいいため、わが国のロードマップ策定の際には考慮すべき
- ・ スコープ3の算定では、2次データを活用した開示から始め、並行して、バリューチェーンからのデータ(1次データ)の収集の仕組みを作れるよう、ガイダンス整備、事例共有、プラットフォーム創設に取り組むことが考えられる
- ・ バリューチェーンの情報について、EUのケースも参考に、実際にどのような情報が求められるのか公表し共有すべき

主なご意見

開示負担の軽減
セーフハーバー

- 制度の普及に向けて、企業に安心感を与えるため、合理的に定めることができるのであれば、セーフハーバー・ルールは導入すべき
- 不確定要素を多く含むサステナビリティ情報の開示を促進するためには、セーフハーバー等の制度整備を行い、法定開示責任との関係で企業が委縮しない仕組みが重要
- セーフハーバーにつながる考え方を整理する意味で、企業がしっかりした内部統制を整え、それをベースに保証業務が提供されるとリスクが相当下がることや、ガバナンスの関わり方などについても議論することが重要
- 開示負担の緩和は重要であり、例えば、会社法上の計算書類と金商法上の財務諸表の一体化を今一度前に進めていくことが考えられる

環境整備

- 国内外から投資先として選ばれるための前向きな開示姿勢に向けた啓蒙や、企業価値の向上等とも絡めて、開示が適切に行われるような仕組みづくりを検討すべき
- 企業のサステナビリティデータの収集をしやすくするデータプラットフォームの整備や書類の共通化に係る対応等、企業の負担軽減策を検討すべき
- 先行事例・好事例の共有や誤解の解消が重要。なお、好事例の取組みは有用であるが、ボイラープレート化を防ぐことには留意が必要
- 国内規制におけるインターオペラビリティの確保も必要
- 法定開示と任意開示の相互参照をどういう要件で認めるかも議論すべき
- サステナビリティ課題への対応には、取締役の意識改革も重要

その他

- サステナビリティ情報の作成と開示を効果的・効率的に行うためには、適切な内部統制、リスク管理、ガバナンス体制の整備が不可欠

主なご意見

開示と保証の導入タイミング

- 開示情報の信頼性確保の観点から、開示と保証は同時期に適用すべき。一度開示された情報を、翌年度以降、保証業務の過程で誤りが発見されたからといって修正を求めることは実務的に困難
- 開示と保証は一連の流れとして整備を進めることが重要で、できるだけ近いタイミングで開始することが必要だが、保証提供者の信頼性を確保する仕組み作りを考えると、現実的には多少時差が生じるのではないか
- 制度導入の初期段階であるため、利用者として保証がないと受入れられないということはない。実務の状況を踏まえながら、できるだけ早期の導入を期待
- 保証が実際にどのような作業量になり、保証業務提供者がどの程度対応可能かということについて、走りながら進めていくしかないが、導入前に一定の猶予を設けることが現実的
- 高品質な保証の枠組みと、保証業務提供者の確保、研修、検査・監督の在り方等の論点について十分な議論のための時間を確保するためにも、開示制度よりも保証制度の導入が多少遅れることが現実的
- 義務として同時に導入しなければいけないとするよりは、柔軟に、任意による企業の対応の余地や猶予も認めて進めることが、無理がないのではないか

保証に関する論点

- IOSCO、IAASB、CSRDのいずれも、professional-agnosticな基準による制度も想定しており、こうした国際的なベースラインの基準と同等の考え方を取るが望ましい
- 現実的に多くの保証業務を担うことになるであろう監査法人の保証体制の状況も考慮に入れ、導入範囲などについても検討していく必要
- 保証強制導入前に全くの任意ではなく推奨という形で、一定の保証について経験を積んでもらうことで、保証のスムーズな導入に繋がるのではないか
- 限定的保証、合理的保証について、財務諸表監査と比較したコストや工数、Scope1・2に限定した場合とサステナビリティ情報全体を対象にした場合のコスト等も比較しながら検討すべき
- 監査法人以外の保証業務提供者については、信頼性をどう確保するかが重要であり、認定制度やモニタリングの仕組み、訓練制度もしっかりと検討していく必要

1. 3. サステナビリティ開示を巡る海外の状況

情報要請 (Request for Information)

- 国際サステナビリティ基準委員会 (ISSB) は、今後2年間 (2024~2025年) の基準策定における優先アジェンダを決定するための情報要請の市中協議を実施した (公表:2023年5月4日、期限:9月1日)。
- 市中協議では、ISSBの活動の戦略的方向性及びバランスや、新たなりサーチ及び基準設定に関するコメントが求められた。

ISSBの活動の戦略的方向性及びバランスを検討するにあたっての主な活動

- 新たなりサーチ及び基準設定プロジェクトの開始
- ISSB基準 (IFRS S1及びS2) の導入の支援
- ISSB基準の的を絞った拡充のりサーチ
- サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) の基準 (SASBスタンダード) の向上

「新たなりサーチ及び基準設定」において、優先順位が高いとされた潜在的なトピック

- 生物多様性、生態系及び生態系サービス
- 人的資本
- 人権
- サステナビリティ報告と財務報告における統合 (integration in reporting)

- 次期アジェンダの優先度に関する市中協議の結果を受け、ISSBは、2024年3月、最初のISSB基準(IFRS S1及びIFRS S2)の実施支援を最優先事項とすることを暫定合意。同年4月には、新たなりサーチ及び基準設定の作業について、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」と「人的資本」に関連するリスクと機会の開示に関するリサーチプロジェクトを開始することを暫定合意した。
- 2024年6月には、上記2つのトピックに関する作業を含めた今後2年間の作業計画を公表する予定。

ISSBのリサーチプロジェクト開始に関するプレスリリース(仮訳)

ISSBが、自然と人的資本に関連するリスクと機会に関するリサーチプロジェクトを開始

将来的な優先事項に関する最近の市中協議を受けて、国際サステナビリティ基準委員会 (ISSB) は、以下に関連するリスクと機会に関する開示を調査するプロジェクトを開始する予定。

- 生物多様性、生態系及び生態系サービス (biodiversity, ecosystems and ecosystem services)
- 人的資本 (human capital)

リサーチプロジェクトでは、これらのリスクと機会が企業の見通しに影響を及ぼすことが合理的に予測されるかどうか、また及ぼすとすればどのように影響を与えるかを評価するうえで、投資家が共通に必要とする情報に焦点を当てる。

ISSBの最初の基準へのアプローチと同様に、ISSBは、関連する既存のイニシアティブからどのように構築しうるかを検討する。これには、すでに国際会計基準 (IFRS) 財団の傘下にあるSASBスタンダードおよびCDSBガイダンスに加えて、さらには自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) の作業の関連する側面 (aspect) が含まれる。

～(中略)～

今後2年間のこのISSBの優先事項 (priority) は、ISSBの最初の基準であるIFRS S1及びIFRS S2の実施を支援することである。2つの新しいリサーチプロジェクトとSASB基準を向上させるための作業は、ISSBのその他の重要な重点分野 (the ISSB's other key focus areas) となる。新たなニーズに対応し、国際会計基準審議会 (IASB) と協力するためのキャパシティが保持されることとなる。

市場からのフィードバックを受けて、ISSBは、現時点では、人権に関連するリスクと機会 (企業自身の労働力やバリューチェーン上の労働者に関連するリスクと機会を超えて対応するもの) や報告における統合に関するプロジェクトには、着手しないことを決定した。しかし、ISSBは、これらの重要な分野における進展を注視することに合意し、将来のアジェンダ協議にこれらを含めることを検討する可能性がある。(後略)

(参考) サステナビリティ開示に関するISSB基準の最終化

- 2023年6月26日、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は全般的な開示要求事項 (IFRS S1号) 及び気候関連開示基準 (IFRS S2号) を最終化

ISSB基準の概要

全般的な開示要求事項 (IFRS S1号)

- 全ての重要なサステナビリティ関連のリスクと機会を開示するための全般的な開示要件を設定 (例) 重要性の判断、開示場所に関する要件等
- TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) 提言における4つの構成要素 (ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標) を、気候から全てのサステナビリティ関連のリスクと機会に拡大

気候関連開示 (IFRS S2号)

- 企業の気候関連のリスクと機会に関する開示要件を設定
- TCFDの4つの構成要素 (ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標) に基づき、TCFDの開示要件から一部追加あるいは詳細化した要件を設定
- TCFD との主な違いは、温室効果ガス (GHG) 排出量のScope 3^(注1) の開示の要求 (※ただし適用初年度の開示は省略可能)、及び産業別指標の開示 (※産業別ガイダンスに記載の指標を参照の上で、適用可能性を考慮しなければならないとされている)

(参考) SSBJにおける現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画 (2023年8月3日改訂)

- IFRS S1号及びIFRS S2号の発効時期 (2024年1月1日以後開始する年次報告期間から) や、企業の規模等に応じた段階的な適用を容認する救済措置なども踏まえ、日本版S1プロジェクト及び日本版S2プロジェクトは、以下の時期を目標とすることが考えられる。

1 公開草案の目標公表時期

2023年度中 (遅くとも2024年3月31日まで)

2 確定基準の目標公表時期

2024年度中 (遅くとも2025年3月31日まで)

(注1) Scope 1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope 2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope 3: Scope 1、Scope 2以外の間接排出 (事業者の活動に関連する他社の排出)

(出所) IFRS財団プレスリリース (2023年7月24日公表)、同プロジェクトサマリー (2023年6月26日公表)、SSBJ「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」 (2023年8月3日改訂)

(参考) 米国による気候関連開示規則の概要①

- 2024年3月6日、米国証券取引委員会(SEC)は、気候関連開示を義務化する最終規則を公表。企業規模に応じて2025年開始会計年度から段階的に適用

SECによる気候関連開示規則の概要

| | | |
|------|---|--|
| 対象企業 | ✓ 全てのSEC登録企業(内国及び外国を含む) | |
| 開示媒体 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 年次報告書(内国公開企業(Form 10-K)や外国公開企業(Form 20-F)を含む)及び証券登録届出書(Form S-1) • 新設セクション又は「リスク要因」、「事業の説明」、「MD&A」等の適切なセクション等に開示 | |
| 開示内容 | 財務諸表以外 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 財務諸表以外のセクションにおいて、以下の開示を要求(TCFDにおける4つの柱(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)^(注1)に類似した概念を採用) <ul style="list-style-type: none"> • 取締役会による監督及び重要な気候変動関連リスクの評価と管理における経営陣の役割 • 気候関連リスクを識別、評価、管理するプロセス、及び企業の総合的リスク管理に統合されているかどうか • 気候関連リスクが、企業の戦略、ビジネスモデル、見通しに与える実際及び潜在的な影響 • 重要な気候関連リスクを緩和又は適応するための活動から生じた重要な支出及び財務上の見積及び仮定に対する重要な影響についての定量的・定性的情報 • 重要な気候関連リスクを緩和又は適応するための活動に係る移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格の使用等に関する開示 • 気候関連の目標及び最終ゴールに関する情報(企業のビジネス、事業の結果、財務状況に重要な影響を及ぼしたか又は及ぼす可能性が合理的に高い場合) <ul style="list-style-type: none"> ※ 将来予測に関する記述が含まれる移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格の使用、目標及び最終ゴールに関連する気候関連開示については、いわゆるセーフハーバー・ルール^(注2)が適用される(過去の事実は除く) • 温室効果ガス(GHG)排出が重要な場合、Scope1及び/又はScope2に関する情報(Scope3は不要)^(注3) <ul style="list-style-type: none"> ※ Scope1・2の開示については、年次報告書の提出後、一定期間経過後の報告が認められる^(注4)。なお、Scope1・2の保証義務化後は保証報告書についても適用される。 |
| | 財務諸表 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 財務諸表の注記(note)において、異常気象及びその他の自然条件の結果として発生した資本的支出、費用、損失等の開示を要求 |

(注1)ISSB基準においても当該枠組みに基づく開示が要求される

(注2)発行体の開示書類等における将来予測に関する記述について、発行体が誤解を生じさせることを知って記載したことなどを原告が立証できない場合、発行体の民事責任が免除されるという証券法上のルール

(注3)Scope1:事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope2:他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope3:Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

(注4)内国公開企業の場合はForm 10-Kの修正を通じて、もしくは、直後の会計年度の第2四半期のForm 10-Qにより、当該第2四半期のForm 10-Qの報告期限までに報告。外国公開企業の場合はForm 20-Fの修正を通じて、会計年度終了後225日までに報告。

(出所)米国証券取引委員会「SEC Adopts Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors」(2024年3月6日公表)

(参考) 米国による気候関連開示規則の概要②

- 開示: 企業規模に応じて段階適用。Scope1・2は大規模早期提出会社及び早期提出会社が対象
- 保証: 大規模早期提出会社及び早期提出会社にScope1・2に対する限定的保証を要求。大規模早期提出会社はその後合理的保証に移行。また、保証業務の担い手を公認会計士に限定せず、保証業務提供者には独立性ルール(財務諸表監査におけるルールと類似のもの)、及び保証基準の適用を求める

SECによる気候関連開示規則の概要(続き)

| 適用時期 | SEC登録企業のタイプ | (参考)登録タイプにおける時価総額の要件 | 開示 | | | 保証 | |
|------|--|-----------------------|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 財務諸表の開示及びその他の開示(重要な支出と影響※、Scope1・2を除く) | 重要な支出と影響※ | Scope1・2開示 | Scope1・2限定的保証 | Scope1・2合理的保証 |
| | 大規模早期提出会社 (注1)(注2) | 700百万ドル以上 | 2025年 開始会計年度 | 2026年 開始会計年度 | 2026年 開始会計年度 | 2029年 開始会計年度 | 2033年 開始会計年度 |
| | 早期提出会社(注3) (小規模報告会社(注4)及び新興成長企業(注5)を除く) | 75百万ドル以上 700百万ドル未満 | 2026年 開始会計年度 | 2027年 開始会計年度 | 2028年 開始会計年度 | 2031年 開始会計年度 | 該当なし |
| | 小規模報告会社 | 250百万ドル未満等 | 2027年 開始会計年度 | 2028年 開始会計年度 | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
| | 新興成長企業 | - | | | | | |
| | 非早期提出会社(注6) | - | | | | | |

※気候関連のリスクの緩和・適応、移行計画、目標及び最終ゴールに関する重要な支出及び財務上の見積と仮定に対する重要な影響についての定量的・定性的情報

(注1)大規模早期提出会社は、事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社:①議決権付株式及び無議決権付株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が700百万ドル以上(関連会社以外が保有するものに限り)、②12ヶ月以上、証券取引所法第13条(a)又は第15条(d)に基づく開示義務の対象となっていること、③1回以上、証券取引所法第13条(a)又は第15条(d)に基づく年次報告書を提出していること、④小規模報告会社の特例の適用対象外であること

(注2)米国内登録企業約6,870社(投資会社を除く)のうち、約34%が大規模早期提出会社に該当(2022年時点)。

(注3)早期提出会社は、事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社:①議決権付株式及び無議決権付株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が75百万ドル以上700百万ドル未満(関連会社以外が保有するものに限り)、②大規模早期提出会社に適用される上記要件のうち②③④を満たすこと

(注4)小規模報告会社は、①浮動株時価総額が250百万ドル未満、あるいは②直近の事業年度の収益が100百万ドル未満かつ株式非公開、もしくは直近の事業年度の収益が100百万ドル未満で浮動株時価総額が700百万ドル未満の企業

(注5)新興成長企業は、直近の事業年度の収益が1,235百万ドル未満等を満たす企業であり、新規株式公開後最初の5会計年度、一定の事象が発生しない限り新興成長企業のカテゴリが継続される。

(注6)非早期提出会社は、大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない企業

(出所)米国証券取引委員会「SEC Adopts Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors」(2024年3月6日公表)

(参考) カリフォルニア州気候変動開示法の概要①

- 2023年10月7日、企業に気候変動関連情報の開示を義務付ける3つの法案(「気候関連企業データ説明責任法(通称: SB253)」、「温室効果ガス:気候関連財務リスク(通称:SB261)」及び「自主的炭素市場開示」(通称:AB1305)^(注1))が成立
- 本項では、SB253とSB261の概要について説明

規則の概要

| | |
|------|--|
| 対象企業 | <p>以下の①～③を全て満たす企業</p> <p>①米国法(米国議会 や ワシントンD.C.、カリフォルニア州、それ以外の米国内の州で規定された法律)に基づいて設立されている。</p> <p>②年間総売上高が10億ドル(SB253の場合)、5億ドル(SB261の場合)を超える。</p> <p>③カリフォルニア州で事業を行っている。</p> |
| 開示媒体 | <p>✓ SB253:カリフォルニア州大気資源局(CARB)が契約した排出量報告組織に対して報告書を提出。</p> <p>✓ SB261:気候関連財務リスク報告書を各企業のウェブサイトで公表。</p> |
| 開示内容 | <p>○SB253</p> <p>✓ 2026年以降、每期、前事業年度分のScope1・2^(注2)の温室効果ガス排出量の報告。</p> <p>✓ 上記に加え、2027年以降、每期、前事業年度分のScope3^(注3)を含む温室効果ガス排出量の報告。</p> <p style="margin-left: 20px;">➢ Scope3については、その正確性の担保が難しいことに鑑みて、合理的な根拠に基づき誠実に開示された情報については行政処分の対象とはならない。また、2030年までは報告の不提出に対してのみ罰金の対象となる。</p> <p>✓ GHGプロトコルおよびそのガイダンスに準拠した各Scopeの温室効果ガスの排出量算定。</p> <p>○SB261</p> <p>✓ 2年に1度、TCFDが公表した枠組みまたはその承継機関によって公表される枠組み(ISSB基準を含む)や、それらの基準に基づく米国政府を含む各国政府等の基準に従って、気候変動に関連する財務リスクおよびその軽減措置に係る報告書を作成。</p> <p>✓ TCFDが公表した枠組みまたはその承継機関によって公表される枠組み(ISSB基準を含む)や、それらの基準に基づく米国政府を含む各国政府等の基準に従った開示が完了できない場合には、その不足分についての詳細な説明と完全な開示の準備のために開示対象企業が講じる措置について説明する必要がある。</p> <p>✓ グループ内の子会社が報告対象企業となる場合には、親会社においてグループ全体のリスクを統合した報告書を作成および公表することができる。その際、子会社での個別開示は要求されない。</p> |

(注1)AB1305は、カーボン・オフセット取引に関連する情報を少なくとも年1回、企業のウェブサイト上で開示を義務付ける法律であり、カーボン・オフセットの販売だけでなく購入や使用等を行う企業も適用対象となる。本法律に基づき、既に開示を開始している対象企業も存在。

(注2)Scope1とは、場所を問わず、報告企業が所有又は直接支配する排出源から発生するすべての直接的なGHG排出量であり、Scope2とは、場所を問わず、報告企業が購入又は取得した消費電力、蒸気、暖房、冷房による間接的なGHG排出量、と定義されている。

(注3)Scope3とは、Scope2排出量以外の、報告企業が所有又は直接支配していない排出源からの上流及び下流における間接的なGHG排出量であり、購入品やサービス、出張、従業員の通勤、販売した製品の加工・使用などが含まれるが、これらに限定されない。

(参考) カリフォルニア州気候変動開示法の概要②

規則の概要(続き)

保証

○SB253

- ✓ 報告対象企業が算出したScope1・2・3に関する温室効果ガス排出量について、独立した第三者機関による段階的な保証取得を要求。
- ✓ 保証を提供する第三者機関は、温室効果ガス排出量の測定、分析、報告およびその証明について十分な経験と専門的基準および法的要求事項に従って業務を遂行する十分な能力を有することのほか、報告対象企業からの独立性も要求される。

○SB261

- ✓ 明示的には求められていない^(注1)。

適用開始
時期

| 制度 | | 開示 | 保証 |
|------------------------------|----------|----------------------------------|--|
| SB253 | Scope1・2 | 2026年以降報告が求められる (前事業年度のものを開示) | 限定的保証:2026年以降の報告 合理的保証:2030年以降の報告 |
| | Scope3 | 2027年以降報告が求められる (前事業年度のものを開示) | 限定的保証:2030年以降の報告 合理的保証:未定 ^(注2) |
| SB261(TCFD またはその承継機関等に基づく開示) | | 2026年1月1日までに初回開示 | 明示的には求められていない ^(注1) |

(注1) 気候関連財務リスク報告書が企業の温室効果ガスまたは温室効果ガスの自主的軽減策の説明を含む範囲において、CARBは企業の報告が独立した第三者によって検証された場合には、選定を行う気候報告機関 (climate reporting organization) と契約し公開された気候関連財務リスク報告書の内容を分析し報告書として公表する際に、それらの報告を検討することができる(SEC.2.38533(b)(5))。

(注2) なお、CARBは第三者保証要件の動向を評価し、2027年1月1日までにScope3排出量に対する保証要求事項を設定することができるとされている(SEC.2.38532(c)(1)(F)(iii))。

(参考) カナダによるサステナビリティ開示及び保証制度の動向

- カナダは、自国におけるサステナビリティ開示基準の設定主体としてCSSB(Canadian Sustainability Standards Board)を新設
- CSSBは、ISSB基準に整合するCSDS(Canadian Sustainability Disclosure Standard) 1及び2の公開草案を2024年3月13日に公表(同年6月10日までコメント期限)。その後、同年7月～8月にかけて審議され、第4四半期までに最終化予定
- 2025年1月1日以降開始する会計年度より任意適用の開始を提案。適用を義務付けるかどうか及び義務付ける場合の適用対象企業・適用開始時期については、今後検討予定

計画の概要

| 適用開始時期 | 適用対象企業 | 備考 |
|----------|--------|------------|
| 2025会計年度 | 未定(任意) | 早期適用も認められる |

✓ カナダの公共の利益を考慮し、ISSB基準の経過措置の一部について、期間の延長を提案

| | 経過措置 | ISSB基準 | CSDSの公開草案 |
|---|--------------------|--|--|
| ① | 気候関連のみの報告 | 1年間 | 2年間 |
| ② | 比較情報の開示免除 | 1年間 なお、①を利用する場合、気候関連以外については開示3年目より比較情報を開示 | 1年間 なお、①を利用する場合、気候関連以外については開示4年目より比較情報を開示 |
| ③ | Scope3のGHG排出量の開示免除 | 1年間 | 2年間 |

保証

(未定)

(参考) EUの動向① (CSRDの概要)

- ❑ 2023年1月、非財務報告指令(NFRD)^(注1)が刷新され、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)が発効
- ❑ CSRDは、2024会計年度から段階的にサステナビリティ報告(開示及び保証)を要求

CSRDの概要

- ✓ EU規制市場に上場する(零細企業^(注2)を除く)全ての企業及び、非上場企業のうち大会社^(注3)の定義を満たす全ての企業が適用対象。さらに、一定の要件を満たす場合、EU域外企業も実質的に適用対象となる
- ✓ 日本企業においては、2025会計年度より大会社に該当する欧州子会社に対してCSRDに基づく開示が求められ、2028会計年度よりEU域外企業に係る要件^(注4)を満たす場合に連結ベースでのCSRDに基づく開示が求められる

開示

| 適用時期 | 適用対象企業 ^(注5) | 開示時期 |
|----------|-------------------------|---------------------|
| 2024会計年度 | NFRD適用対象企業 | 期末日後12ヶ月以内(財務報告と同時) |
| 2025会計年度 | NFRD適用対象外の大会社 | 期末日後12ヶ月以内(財務報告と同時) |
| 2026会計年度 | 大会社に該当しない上場企業等(零細企業を除く) | 期末日後12ヶ月以内(財務報告と同時) |
| 2028会計年度 | EU域外企業 | 期末日後12ヶ月以内 |

保証

- ✓ 開示の適用開始と同時に限定的保証から開始し、その後合理的保証への移行を検討
- ✓ 法定監査人及び監査法人に加え、(監査法人以外の)独立保証業務提供者による保証意見の表明を各加盟国で許可できる (profession-agnostic保証制度)
- ✓ 法定監査人及び監査法人に対する監督の枠組みについて、サステナビリティ報告の保証業務提供者についてもカバーするよう拡張することが求められている(各加盟国で決定)

(注1) NFRDは、大会社に該当し、かつ従業員500名以上の上場企業や銀行などに対して非財務情報開示を求めるものであり、2017会計年度より適用されている。
 (注2) 零細企業は、総資産残高45万ユーロ以下、純売上高90万ユーロ以下、従業員10名以下のうち、2つ以上を満たすもの
 (注3) 大会社は、従業員250人超、総資産残高2,500万ユーロ超、純売上高5,000万ユーロ超のうち2つを満たすもの
 (注4) EU域内の純売上高が1億5,000万ユーロ超であり、かつ(a)または(b)を満たす。(a)EU子会社が大会社または上場企業等(零細企業を除く)に該当 (b)EU支店のEU域内の純売上高が4,000万ユーロ超
 (注5) 2023年12月21日にEU域内企業に関する総資産残高及び純売上高を従来の数値から25%引き上げる指令が施行されている
 (出所) 欧州委員会ホームページ等

(参考) EUの動向② (ESRSの概要)

- CSRDでは、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に含まれるべき項目をESG要素毎に規定。これを踏まえ、2023年7月に欧州委員会がESRS(第1弾)を採択
- なお、2024年4月、セクター別基準及び域外企業向け基準の採択期限を当初予定の2024年6月から2026年6月まで2年間延期することが承認された

採択済

ESRS(第1弾)の体系

| 横断的基準 (cross-cutting) | 環境 (E) | 社会 (S) | ガバナンス (G) |
|--------------------------|--------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| ESRS 1 全般的要求事項 | ESRS E1 気候変動 | ESRS S1 自社の従業員 | ESRS G1 ビジネスコンダクト (商取引) |
| ESRS 2 全般的開示 | ESRS E2 汚染 | ESRS S2 バリューチェーン上の従業員 | |
| | ESRS E3 水と海洋資源 | ESRS S3 影響を受けるコミュニティ | |
| | ESRS E4 生物多様性とエコシステム | ESRS S4 消費者と最終顧客 | |
| | ESRS E5 資源とサーキュラーエコノミー (循環型経済) | | |

未採択

ESRS(第2弾)

セクター別基準

中小企業向け基準
(上場向け及び任意の非上場向け基準)
※2024年1月22日に公開草案を公表
(同年5月21日まで市中協議期間)

未採択

域外企業向け

域外企業向け基準

1. 4. 人的資本開示

有価証券報告書における人的資本開示の現況

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえ、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する(2023年3月期から適用)

有価証券報告書(主な項目)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- **サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)**

- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

サステナビリティに関する考え方及び取組

(1)ガバナンス 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
(記載イメージ:取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等)

(2)戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
(記載イメージ:企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等)

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

(3)リスク管理 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
(記載イメージ:リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等)

(4)指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報(記載イメージ:GHG排出量の削減目標と実績値等)

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示(注1)

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

(記載に当たっての留意事項)

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類(統合報告書、データブック等)の参照も可能(注2)
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

(注1)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」に基づく情報の公表義務(努力義務は含まない)のある企業が対象となる

(注2) 任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：人的資本、多様性等 (1/2)

| 投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント | 参考になる主な開示例 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 経営戦略と人材戦略の関係性や、どのような取組みで双方が関連しているかについて開示することは有用 | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ セイコーエプソン株式会社 花王株式会社 株式会社ベネフィット・ワン |
| <ul style="list-style-type: none"> 人的資本にはコンプライアンス色が強い部分と、戦略的な部分の2つ要素がある。この中で、<u>コンプライアンス色の強い部分は比較可能性が期待され、戦略的な部分は経営戦略と関連した独自性の高い開示が期待される</u> | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社ベネフィット・ワン Unipos株式会社 株式会社丸井グループ |
| <ul style="list-style-type: none"> 人的資本は、各社の独自性が強い項目であるため、実績値を開示するだけでなく、<u>ビジネスモデルを踏まえた説明や時系列でのデータの開示</u>をすることが有用 | <ul style="list-style-type: none"> Unipos株式会社 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 株式会社サンゲツ 株式会社丸井グループ |
| <ul style="list-style-type: none"> <u>独自性の高い取組みは、その取組みの進捗を社内でモニタリングする際に使用している指標等の一部でも開示することが有用であり、要因系指標から、財務パフォーマンスにつながる結果系指標までの関係を示して開示することが望ましい</u> | <ul style="list-style-type: none"> Unipos株式会社 株式会社丸井グループ |
| <ul style="list-style-type: none"> <u>自社にとって重要な要素をKPIに設定し定量的に開示することは、会社の計画や考え方が具体的に</u>なり有用 | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ セイコーエプソン株式会社 花王株式会社 Unipos株式会社 |

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：人的資本、多様性等 (2/2)

| 投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント | 参考になる主な開示例 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • <u>目標は、財務と非財務の統合の観点から、例えば中期経営計画の最終年と整合させることは有用</u> | <ul style="list-style-type: none"> • セイコーエプソン株式会社 • 花王株式会社 |
| <ul style="list-style-type: none"> • 人的資本がどのように<u>価値創造と関連するか</u>の具体的な開示は有用 | <ul style="list-style-type: none"> • オムロン株式会社 • 株式会社丸井グループ |
| <ul style="list-style-type: none"> • 人的資本にどのような投資をしているかや、<u>投資の内容について開示</u>することは有用 | <ul style="list-style-type: none"> • 株式会社丸井グループ • 明治ホールディングス株式会社 |
| <ul style="list-style-type: none"> • <u>現在の姿(As is)とあるべき姿(To be)のギャップを把握し、どのようにギャップを手当てするか</u>の観点での開示は有用 | <ul style="list-style-type: none"> • 日本瓦斯株式会社 • 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 • 双日株式会社 |
| <ul style="list-style-type: none"> • 従業員の状況の記載欄における「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」は、割合の記載だけではなく、<u>具体的な管理職の人数や育児休業の取得日数、平均賃金額等の実績値も開示されることが比較可能性の観点から有用</u> | <ul style="list-style-type: none"> • 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ • オムロン株式会社 • 株式会社丸井グループ • 株式会社大和証券グループ本社 |
| <ul style="list-style-type: none"> • 今後の課題となる概念の一例として、以下の2点が挙げられる。 ① <u>社員のキャリア形成について、会社がどのように関わっているのか、その現状や考え方を開示</u>すること ② <u>経営戦略と人材戦略の関係性も踏まえた、人材ポートフォリオについての考え方を開示</u>すること | <p>—</p> |

※2023年7月1日付で、株式会社NTTデータグループに社名変更
【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

(3) 人的資本

① ガバナンス

人的資本に関するガバナンスは、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (1) サステナビリティ経営 ①ガバナンス」をご参照ください。

② 戦略

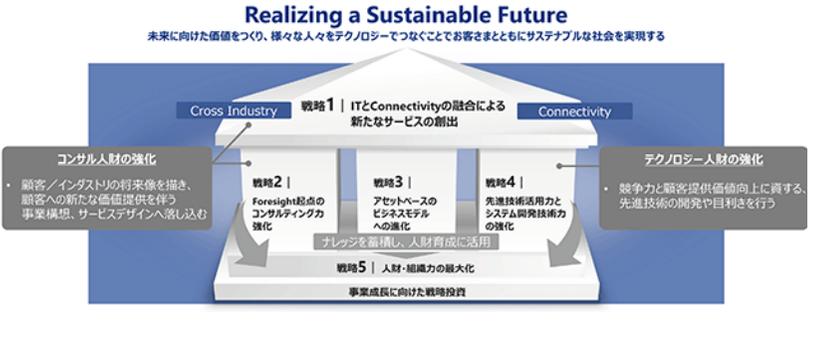
〔人財戦略—すべての戦略を支える「人財・組織力の最大化」〕
 技術の進화가著しいITサービス業界において、顧客ニーズや技術のトレンドを掴み、イノベーションを生み出し続けるためには、多様かつ優秀な人財が不可欠です。また、長期にわたる強固な顧客基盤から得たお客様業務ノウハウやアプリケーションノウハウは人と組織に蓄積されるため、人財は当社グループの競争力の源泉であり、最も重要な経営資源です。

Group Vision「Trusted Global Innovator (お客様から長期的に信頼されるパートナー)」にも示すとおり、当社グループは長期的な視点で、働く一人ひとりの多様性を尊重することによって、グローバルに通用する創造力を培い、刺激し、更に成長させていきます。

そのような考えから、2022年度～2025年度の中期経営計画においても、「人財・組織力の最大化」をサステナブルな社会を実現するための土台と位置付け、最優先で取り組むべきテーマとしています。

Foresight起点のビジネス構想力(コンサル人財)、先進技術活用力(テクノロジー人財)の向上により、顧客提供価値を高めるとともに、グループシナジーを發揮することで、真のグローバル企業をめざします。

■ 中期経営計画 (2022～2025年度) 戦略の全体像



〔人財育成方針・DEI推進方針・社内環境整備方針 (Best Place to Workの実現)〕

当社グループは、高度な専門性と変化への対応力を有するプロフェッショナル人財やグローバルで活躍できる人財の育成に注力しており、社員の多様な専門性・志向に応じた育成体系及び幅広いコンテンツの整備に加え、コミュニティ学習を通じた共創や学びあうカルチャーの醸成を推進しています (Advanced Training)。

また、性別・国籍・性的指向・障がい・スキル・職歴等によらず多様な人財が活躍できるカルチャーを実現します。高い専門性に応じた多様なキャリアパスを実現する制度を整備しています (Promote Diversity Equity & Inclusion)。

業務プロセスと目的に応じて働く場所や時間を柔軟に設定できる環境を整備することで、一人ひとりが活躍しやすい企業へと変革していきます (Future Workplace)。

これらを通じて、各戦略の実行を支える人財・組織力を最大化し、Best Place to Workを実現することで将来にわたっての企業価値を高めていきます。

■ 中期経営計画 (2022～2025年度) 戦略5「人財・組織力の最大化」の全体像



好事例として着目したポイント

- 中期経営計画における人財戦略の位置付けや、経営戦略と人財戦略との関連性を企業価値向上の観点から具体的に記載するとともに、人財戦略の全体像を端的に記載

【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

1. 「Advanced Training」

(高度な専門性と変化への対応力を有するプロフェッショナル人財の育成)

- ・社員が高度な専門性と変化対応力を有するプロフェッショナル人財となることを目的に、当社におけるめざすべき人財像や成長の道筋を示し、その専門性とレベルを認定する制度として「プロフェッショナルCDP (Career Development Program)」を2003年以降、約20年にわたり運用しています。「プロフェッショナルCDP」は、若手社員から役員までの一人ひとりの自律的な成長を支援するもので、「プロがプロを育てる」という思想にもとづき、所属組織のタテの関係性のみでなく、組織を越えた専門性のカテゴリーによるヨコ、ナナメで指導しあう仕組みとして機能しています。2022年度には国内外*で19,400人が新規認定され、延べ106,300人超が当社グループで認定されています。
- ・プロフェッショナルCDPは、事業環境、テクノロジーの変化に応じて進化を続けています。2019年度には「ビジネスディベロッパ」、「データサイエンティスト」、2020年度にはITスペシャリストの専門分野に「クラウド」を追加、2021年度にはデジタルビジネスを牽引する人財として「デジタルビジネスマネージャ」、エンドユーザー視点で新たな価値を提案する「サービスデザイナー」、プロジェクトマネージャの新たな区分として「アジャイル」を追加、2022年度には「ITサービスマネージャ」に顧客価値向上の観点を追加しています。

■プロフェッショナルCDPの人財タイプ

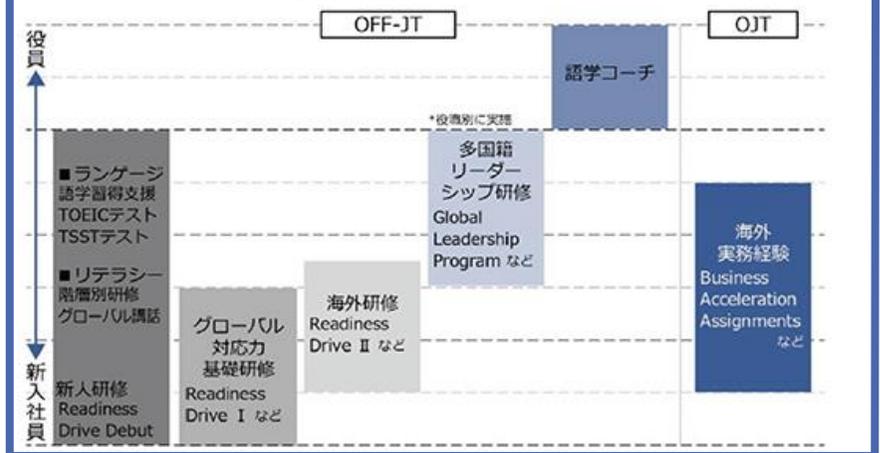


*国内会社においては、プロフェッショナルCDP の名称で実施。海外会社においてはNTT DATA Learning Certification Institute (NLCI) の名称で同等の内容で実施しており、認定者数等は合算値。

(グローバルマーケットで活躍できる人財の育成)

- ・海外事業の急速な拡大に伴い、市場や競争環境の変化に応じて柔軟に活躍することのできるグローバル人財を育成するために、主として(i)「グローバルに活躍できる幹部人財の育成」と(ii)「日本国内で採用した人財のグローバル化」を軸とした取り組みを実施しています。
- i. グローバルに活躍できる幹部人財の育成として、全世界のグループ会社合同で、次世代を担う経営層を育成するためのGlobal Leadership Program (GLP) を2009年から実施しています。GLP では、グローバル/ローカル両面の戦略に対する課題を検討し、その両面からOne NTT DATA を実現するためには何が必要か、何をすべきかを自分ごととして考えることを目的としており、このようなグローバルのプログラムから輩出された卒業生は900 人となりました(2022年度のGLP新規修了者は31名)。
- ii. 日本国内で採用した人財に向けては、グローバルビジネスで活躍できる人財の育成を目的としたプログラムを各階層に展開しています。例えば若年層向けにはReadiness Drive プログラムを実施しています。このプログラムでは、演習やグループワークを通じて、異文化対応力の強化、自社のグローバルビジネスの理解、英語力の向上を図るとともに、海外企業に対しビジネス提案や、多国籍チームで働く実践トレーニングも行います。また、グローバルな実務経験を有する社員を育成するため、海外案件への派遣を支援するBAA (Business Acceleration Assignments) プログラムや、オンラインで各国の若手社員が学びを共有するコミュニティNINGEN (NTT DATA's International Network of NextGEN) の形成を通じ、社員がグローバル対応力を強化できる多様な「場」を提供しています。世界50カ国・地域超に広がる社員の多様性と個性とを尊重し合える育成の場を実現することは、当社グループのダイナミズムそのものであり、より高みのあるビジネスに挑戦する原動力となっています。

■「日本国内で採用した人財」向けの階層別グローバル人財育成フレーム



(中略)

好事例として着目したポイント

- ・プロフェッショナル人財の育成やグローバルマーケットで活躍できる人財の育成等、人財戦略の1つであるグローバル人財の育成システムに関する取組みについて具体的に記載

【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

2. 「Promote Diversity Equity & Inclusion」 (多様な人材が活躍できるカルチャーの醸成)

・当社グループでは、グループビジョンである「Trusted Global Innovator」の3本柱のひとつとして、“働く一人ひとりの多様性を尊重することにより創造力を高めること”を掲げ、全世界共通の「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン・ステートメント - “Bloom the Power of Diversity”」のもと、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンを推進しています。性別・国籍・性的指向・障がい・スキル・職歴等を問わず多様な価値観を持つ社員がともに働き、時代の変化に対応した、当社ならではの価値を生み出すことをめざしています。

(中略)

・女性活躍について、当社では2025年度末までに女性管理職比率15%とすることをNTTグループ全体の目標として2022年度に掲げ、継続的かつ積極的に取り組みを進めています。女性リーダー候補層を対象とした研修、育児休職中等の社員を対象としたキャリア形成支援セミナー、仕事と育児の両立事例セミナーなどの取り組みを進めており、女性採用比率は2016年から継続して30%超、女性の育児休職からの復職率はほぼ100%など、各種女性比率の向上や、管理職を担う女性社員の増加などの成果をあげています。当社の経営に携わる執行役員におけるダイバーシティの推進も重要と考えており、女性経営幹部数(役員、組織長等)は毎年増加し、2022年度は14名となりました。また、女性活躍及び社員の働き方改革の一環から、男性の育児休職取得の推進にも積極的に取り組んでいます。

■女性管理職数の推移



*「一般事業主行動計画(2021年4月から2026年3月の5年間)」では、女性管理職比率10%をめざすものとして策定。

・また、採用にあたっては国内外で多くの経験者採用を実施しており、入社後の早期定着、社員のリテンションに積極的に取り組んでいます。特に流動性の高い海外市場においては、経験者採用者には都度各地におけるオンボーディングセッションの実施、Values(私たちが大切にしている価値観)について社員同士が語り合うグローバル全体でのValues Weekワークショップや表彰等の取り組みを通じて、単一組織の域を超え、世界中の社員が等しく多様に交流できる機会を提供しています。

(2)

3. 「Future Workplace」(業務プロセスと目的に応じて働く場所や時間を柔軟に設定できる環境の整備)

・働き方変革を実現する具体的な施策のひとつとして、2018年4月には、働く空間・時間のフレキシビリティを高めることをめざして従来のテレワーク制度を見直し、実施日数上限の撤廃や、自宅以外の場所での実施を実現した結果、当社全社員が当制度を活用するようになっていきました。更に2020年10月には、在宅勤務率の上昇に伴い増えてきた社員の諸経費負担への対応としてリモートワーク手当を創設しました。2022年11月から、多様な働き方を支援するため新たなリアルとリモートのベストミックスによるハイブリッドワークに対応する制度を実施しています。全社一律ではなく、組織・プロジェクトの状況などに応じて各組織で働き方改革方針を議論し、業務目的に応じたリアルとリモートのサービス制度、働き方の選択が可能となっています。(2022年度のリモートワーク率71%)

・場所にとらわれない働き方のほか、勤務時間に関しても柔軟な働き方を推進することを目的に導入したフレックスタイム制度及び裁量労働制の利用者数はそれぞれ全社員の半数を超えています。加えて、2020年10月にはコアタイムを撤廃したスーパーフレックス制度を導入し、より一層の柔軟な働き方の実現・適用範囲の拡大を実現しました。また、社員のワーク・ライフ・バランス推進のため、リフレ休暇、アンバーサリー休暇等を設けて、有給休暇の積極活用を奨励しており、2022年度の有給休暇取得率は85.2%となりました。制度や労働環境の整備、開発生産性向上や顧客・取引先との協力による長時間労働を是正し、「労働市場に『選ばれる』企業」をめざしています。

■Future Workplaceのコンセプト



(中略)

好事例として着目したポイント

- (1) DE&Iの観点から、女性管理職比率の目標や女性活躍のための取組みについて定量情報も含め端的に記載するとともに、過去からの女性管理職数と比率の推移を定量的に記載
- (2) 働く場所や時間を柔軟に設定できる環境の整備に関する取組みについて具体的に記載するとともに、関連する指標に関する実績を定量的に記載

【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

④ 指標及び目標

当社では、各取り組みの進捗をモニタリングしながら、3つの方針である「Advanced Training」、「Promote Diversity Equity & Inclusion」、「Future Workplace」によって人財・組織力の最大化をめざします。

当社グループで定めている指標及び目標は以下のとおりです。

| | 取り組み | | 指標 | 実績 (2022年度) | | 目標 (2023年度) | |
|--------------------------------------|-----------------------|------------------|-------------------------------|--|----------------|----------------------|--|
| | | | | | | | |
| Advanced Training | プロフェッショナル人財の育成 | | プロフェッショナルCDP新規認定者数 | 1,470名 ^{*1} (19,400名 ^{*2}) | | 1,500名 ^{*1} | |
| | グローバルに活躍できる人財の育成 | | グローバル経営人財育成プログラム (GLP) 新規修了者数 | 31名 ^{*2} | | 20名 ^{*2} | |
| Promote Diversity Equity & Inclusion | 多様な人財が活躍できるカルチャーの醸成 | 性別 ^{*5} | 女性管理職比率 | 9.0% | | 15%以上 (2025年度) | |
| | | | 女性新卒採用比率 | 35.2% | | 30%超 | |
| | | | 男女育休取得率 | (男性) 75.4% | (女性) 101.7% | 100% | |
| | | | 男女育休復職率 | (男性) 99.3% | (女性) 97.6% | 100% | |
| | 障がい者 | 障がい者雇用率 | 2.3% | | 2.3%以上 | | |
| | | 経験者 | 経験者採用率 | 48.1% | | 30% | |
| | | DEI理解 | 人権及びDEIに関する研修受講率 | 100% | | 100% | |
| 高い専門性に応じた多様なキャリアパスの実現 | | 一般社員のキャリア面談実施率 | - | | 75% | | |
| Future Workplace | 働く時間と場所を柔軟に設定できる環境の整備 | | リモートワーク環境適用率 | 100% | | 100% | |
| | | | 有給休暇取得率 | 85.2% | | 87% | |

(注) 特に記載がない限り、当社単体の集計値を記載

*1 当社単体、国内グループ会社及び一部海外グループ会社の集計値

*2 当社グループ連結 (国内、海外グループ会社含む) の集計値

*3 社員エンゲージメント率について国内は毎年調査、海外は隔年調査 (海外を含めた当社グループ連結の2021年度実績は76%)

*4 社員エンゲージメントサーベイの、成長の機会、多様性の受容、カルチャー・風土に関する3つの設問の向上率の合計が2022年度実績から10%以上となることをめざす

*5 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異についての実績は、「第1 企業の状況 5 従業員の状況 (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。

好事例として着目したポイント

- 人財戦略として掲げた3つの方針に対応させながら、それぞれの方針における取組み、指標、実績と目標について定量的に記載

(参考)金融機関における開示

- 昨年11月、バーゼル銀行監督委員会は、「気候関連金融リスクの開示」（原題：Disclosure of climate-related financial risks）と題する市中協議文書を公表（3月14日まで意見募集）。グローバルな銀行システムに対する気候関連金融リスクに対処するための、バーゼル委員会の包括的アプローチの一環として、バーゼル銀行監督「第3の柱」（銀行のリスク状況の適時な情報開示を通じた市場規律の担保）として、気候変動関連開示を提案している。

...[the Committee is investigating the extent to which climate related financial risks can be addressed within the existing Basel Framework](#), identifying potential gaps in the current framework and considering possible measures to address them. The Committee published Principles for the effective management and supervision of climate-related financial risks (Principles) in June 2022 to improve banks' risk management practices as well as supervisory practices related to climate related financial risks. In December 2022, the Committee issued Frequently asked questions on climate related financial risks to clarify how climate-related financial risks may be captured in existing Pillar 1 standards.

気候関連金融リスクが、既往のバーゼル枠組みにおいてどの程度対応し得るものであるか、検討

... the Committee is analysing how a Pillar 3 disclosure framework for climate related financial risks would further its mandate to strengthen the regulation, supervision and practices of banks worldwide with the purpose of enhancing financial stability, and the potential design of such a framework. It is publishing this consultation paper to seek the views of stakeholders on the outcome of its initial work and [its preliminary proposal for bank-specific Pillar 3 disclosure requirements that would complement the ISSB framework and provide a common disclosure baseline for internationally active banks](#).

バーゼル委員会による、銀行固有の第三の柱により開示義務に関する暫定提案は、ISSBの枠組みを補完し、国際的に活動する銀行による共通の開示ベースラインを提供するもの

The Committee **recognises that the accuracy, consistency and quality of climate-related data is still evolving, but at the same time, disclosure requirements will accelerate the availability of such information and facilitate forward-looking risk assessments by banks.** For this reason, the Committee aims to incorporate a reasonable level of flexibility into a future framework. In particular, and based on feedback through the consultation process, the Committee will consider which elements would be mandatory and which subject to national discretion.

バーゼル委員会は、気候関連のデータの正確性、一貫性、質がまだ発展段階にあることを認識しているが、同時に、開示義務により、こうしたデータがより提供されることとなり、金融機関によるフォワードルッキングなリスク評価につながるとも考えている。必須（mandatory）とするか、各国裁量（subject to national discretion）とするか、市中協議で幅広く関係者の意見を聞いた上で判断していく。

Physical and transition risks can have wide-ranging impacts across sectors and geographies that result in financial risks to banks via micro- and macroeconomic transmission channels, **potentially affecting the safety and soundness of banks and the stability of the broader banking system.**

... The existing Pillar 3 framework **does not provide distinct or comparable information as to how climate risk drivers could impact a bank or the banking sector.** Consequently, the Committee is seeking views on whether the introduction of a Pillar 3 framework would help to promote comparability of banks' risk profiles and enable market participants to access key information relating to a bank's risk exposures in relation to climate-related financial risks.

物理的リスクや移行リスクは、セクターや地域を越えた影響を及ぼす可能性があり、波及経路を通じて銀行に金融リスクをもたらす、**銀行の安全性と健全性、及びより広範な銀行システムの安定性に潜在的に影響を及ぼし得るものである。**

the Committee has included draft disclosure tables and templates for illustrative purposes and to solicit stakeholder feedback on the meaningfulness and comparability of potential future disclosures.

| | Tables/Templates | Purpose | Scope of application |
|--------------|---|--|--|
| Qualitative | CRFRA: Qualitative information on climate-related financial risks (governance, strategy and risk management) | Description of the bank's governance processes, controls and procedures used to monitor, manage and oversee climate-related financial risks , including how these identified climate-related financial risks affect the business model, strategy and decision-making of the bank. | To be determined. |
| | CRFRB: Qualitative information on climate-related financial risks (transition risk, physical risk and concentration risk) | Purpose: Description of the bank's governance processes, controls and procedures used to monitor, manage and oversee climate-related financial risks | |
| Quantitative | CRFR1: Transition risk – exposures and financed emissions by sector | Provide an overview of a banks' gross carrying amount by sector together with associated financed emissions, credit quality and maturity ladder . Provide supplementary information on off-balance sheet items by sector. | The template is mandatory for banks when required by national supervisors at a jurisdictional level. |
| | CRFR2: Physical risk – exposures subject to physical risks | Provide an overview of a bank's gross carrying amount subject to climate change physical risks including both chronic and acute events split by geographical region or location subject to climate change physical risk. | |
| | CRFR3: Transition risk – real estate exposures in the mortgage portfolio by energy efficiency level | To breakdown banks' gross carrying amount by level of energy efficiency of the underlying collateral. | |
| | CRFR4: Transition risk – emission intensity per physical output and by sector | To provide information on institutions financed GHG intensity emissions per physical output for those sectors where the bank is setting forecasts based on sector-specific policies. | |
| | CRFR5: Transition risk – facilitated emissions related to capital markets and financial advisory activities by sector | Disclose emissions facilitated by banks related to capital markets and financial advisory activities of, inter alia, underwriting, advisory and securitisation. | |

2. 多様化するサステナビリティ課題

多様なサステナビリティの課題

- ESG評価、開示、投資家と企業の対話等の様々な場面で、気候変動に止まらない多様なサステナビリティ（持続可能性）に係る課題を考慮し、投資や事業活動等に活かしていこうとする動きがみられている。例えば、
 - － ESG評価機関においては、E(環境)・S(社会)・G(ガバナンス)のそれぞれの区分に応じて、その内訳として、自然資本、汚染対策、人的資本の充実、多様性の確保、人権対応等の諸要素をそれぞれに考慮・評価し、加重的に評価する手法が一般的に見られている。
 - － 企業開示についても、ISSBが、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」と「人的資本」に関連するリサーチプロジェクトを開始することを暫定合意する（P20参照）ほか、昨年7月に欧州委が採択した基準案でも、水と海洋資源、生物多様性、その他社会課題等の開示が提起されている等の動きが見られている。
 - － また、世界経済フォーラムによる経済界等へのアンケート調査では、今後10年のグローバルリスクとして、極端な気象、地球環境の変化、生物多様性、情報やAI等が指摘されている。

大手ESG評価機関の評価体系の例



(出所) MSCI ESG RESEARCH LLC ESG Ratings Methodology

ESRS (欧州サステナビリティ報告基準)の概要(抜粋)

ESRS(第1弾)の体系

| 横断的基準 (cross-cutting) | 環境 (E) | 社会 (S) | ガバナンス (G) |
|-----------------------|--------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ESRS 1 全般的な要求事項 | ESRS E1 気候変動 | ESRS S1 自社の従業員 | ESRS G1 ビジネスコンダクト (商取引) |
| ESRS 2 全般的開示 | ESRS E2 汚染 | ESRS S2 パリ्यूテーション上の従業員 | |
| | ESRS E3 水と海洋資源 | ESRS S3 影響を受けるコミュニティ | |
| | ESRS E4 生物多様性とエコシステム | ESRS S4 消費者と最終顧客 | |
| | ESRS E5 資源とサーキュラーエコノミー (循環型経済) | | |

(出所) EFRAG(欧州財務報告諮問グループ)ホームページ等

グローバルリスク事項の例

10 years

| | |
|------|--|
| 1st | Extreme weather events |
| 2nd | Critical change to Earth systems |
| 3rd | Biodiversity loss and ecosystem collapse |
| 4th | Natural resource shortages |
| 5th | Misinformation and disinformation |
| 6th | Adverse outcomes of AI technologies |
| 7th | Involuntary migration |
| 8th | Cyber insecurity |
| 9th | Societal polarization |
| 10th | Pollution |

(出所) [Global Risks Report 2024](#)による、各国の民間企業、学識者、国際機関等へのアンケート

- 「人権」については、「S」(社会)課題の主要な要素と位置付ける評価機関等が多いが、特に近年では、自社や取引先サプライチェーンにおける人権課題への対応を強化する動きがあり、欧州等では、一定規模の企業に、いわゆる「人権デューデリジェンス」(※)を義務付ける規制等も存在。

(※) 企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為

- 政府が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(次頁)においては、「人権尊重に向けた取組は…経営リスクの抑制や企業価値の向上という視点でも企業にとって大きな意義を持つ」と位置付け、**金融分野の国際的なイニシアティブ**でも、同様の観点から、「ビジネスと人権」に係る課題が取り上げられつつある。

「投資家は企業による人権分野の取組の情報開示と、それに基づく対話を期待している…例えば、国連責任投資原則(PRI)は、ESG(環境・社会・ガバナンス)投資の「S(Social)(社会)」の主要な要素の一つとして人権を位置付けており、「ビジネスと人権」はESG投資の中でも重要な取組の一つとなっている…このように、企業に人権尊重を求める動きは、投資家のみならず、金融機関全般に広がりつつある。」

ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議
[「ビジネスと人権」に関する行動計画\(2020-2025\)」](#)

「期待が高まっているのは、多くの人権問題に関する認知度や緊急性が高まっていることだけではなく、投資家が実社会のアウトカムを形成する上で果たす役割と、投資活動全般にわたってその役割を果たす責任があるということへの理解が深まっているからです…」

先進的な投資家は、国際基準を満たし、人々にもたらす実際のおよび潜在的な負のアウトカムを防止、緩和することは、財務リスク管理の改善につながり、受益者、顧客および規制当局の変化する要求に自分たちの活動を対応させるのに役立つことを認識しています。」

PRI「[投資家が人権を尊重すべき理由およびその方法](#)」
 (原題「Why And How Investors Should Act On Human Rights」)

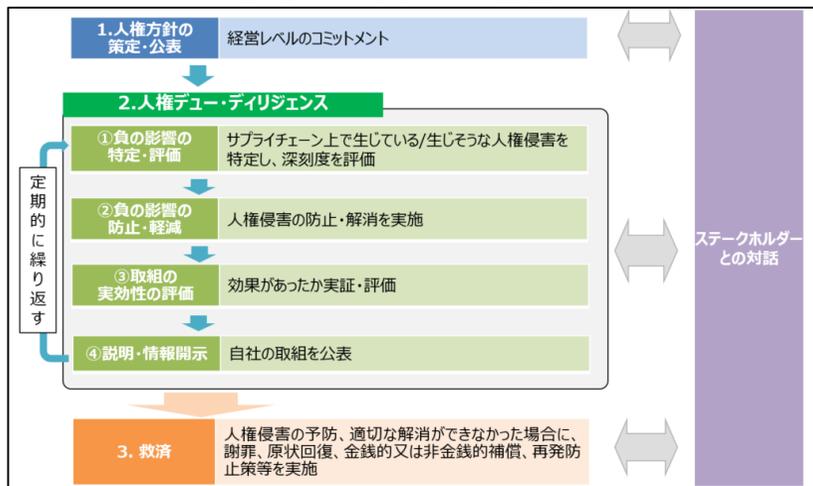


「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

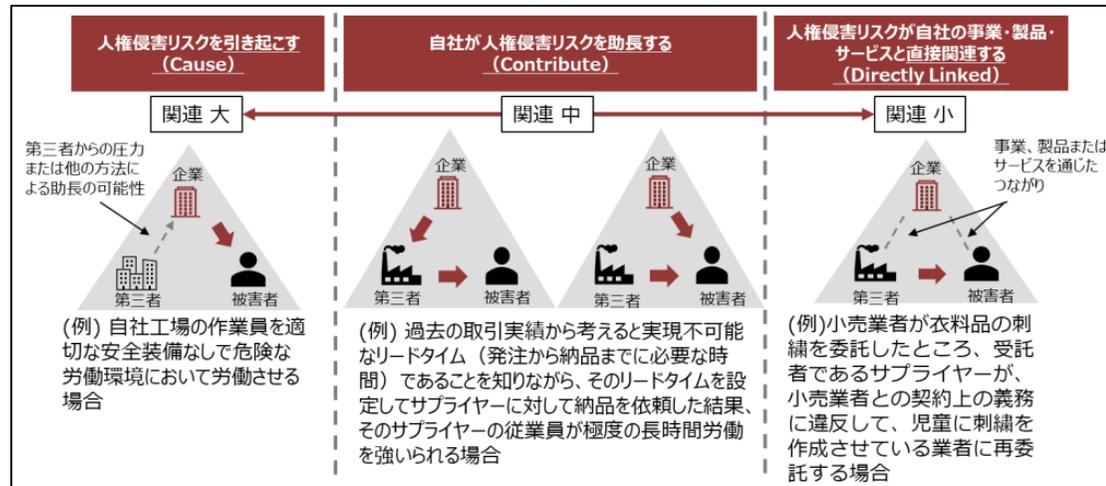
- 日本政府は、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定。「ビジネスと人権」に関する国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について解説している。
 - ①企業活動における人権への負の影響の防止・軽減・救済という目的に加え、②企業が人権尊重責任を果たし続けることの結果として、持続可能な経済・社会の実現に寄与するとともに、社会からの信用の維持・獲得や企業価値の維持・向上に繋げることもできるという観点も踏まえて、

日本で事業活動を行う全ての企業対象に、国内外における自社・グループ会社、サプライヤー等（サプライチェーン上の企業及びその他のビジネス上の関係先（投融資先を含む）をいい、直接の取引先に限られない）の人権尊重の取組に最大限努めるべきとしている。
 - 具体的には、企業は、その人権尊重責任を果たすため、人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンス（人権 DD）の実施、自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済が求められ、人権尊重の取組にあたっては、経営陣によるコミットメント、潜在的な負の影響はいかなる企業にも存在することの認識、ステークホルダーとの対話、優先順位を踏まえ順次対応していく姿勢などが重要、としている。

人権尊重の取組の全体像



人権侵害リスクの類型



金融機関等における「ビジネスと人権」への取り組み

- 金融機関等においても、自行に関連する人権視点からの事業上のリスク等について分析・マッピングを行い、人権に関する様々な取り組みとともに発信している例が見られている。



| リスクの対象 | 特定したリスクの例 |
|---------------------|---|
| お客さまとの取引を通じた人権リスク | <ul style="list-style-type: none"> 融資やリース取引等を通じて、サプライチェーン上の人権侵害に関与するリスク（強制労働・児童労働・労働安全衛生問題） 投融資等を通じて、先住民・地域住民の権利侵害を助長または関与するリスク 環境・気候変動に悪影響のある事業の助長、あるいはそれに関与することにより人権侵害につながるリスク テクノロジー・AI発達に伴うプライバシー侵害のリスク 取引制限を行うことで差別につながるリスク |
| サプライヤーとの取引を通じた人権リスク | <ul style="list-style-type: none"> サプライヤーにて十分な賃金が支払われていない、規定日迄に給料が支払われないリスク サプライヤーとの取引を通じて、サプライヤーにおける長時間労働を誘発するリスク サプライヤーとの取引を通じて、処罰の脅威等による強制的な労働を助長するリスク サプライチェーン上の企業にて、人種、性別、言語、年齢等を理由に採用、昇進昇格、賃金等について、合理的理由なく差別したり、不利益を与えたりするリスク |
| 従業員に関する人権リスク | <ul style="list-style-type: none"> 過剰・不当な労働時間での勤務を強いるリスク 同僚に対してハラスメント（パワハラ/セクハラ/マタハラ/ケアハラ等）を行うリスク 差別・ジェンダーに関する人権リスク 従業員のプライバシーを侵害するリスク |

自然資本について、事業・金融活動の基盤としての自然資本の持続可能性を維持・向上させていく観点から、以下のとおり、G20を含む様々な機関・フォーラム等において、開示、経済・金融リスク評価、監督等に係る基本的な枠組みなどについて、議論が行われている。

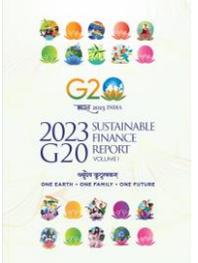
Taskforce on Nature-related Financial Disclosure 報告書 (TNFD) (2023/9)

- 事業・金融活動を含む経済社会システムが、持続可能で健全な自然環境・生物多様性に依拠し、組み込まれているもの であるとして、TCFDにおける 気候変動開示の枠組みの用語・枠組みを準用 する形で、自然資本に係るリスク・機会の開示を提起



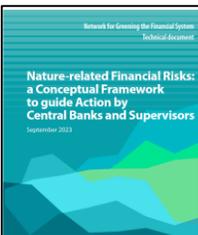
2023年G20サステナブルファイナンス報告書 (G20サステナブルファイナンス作業部会) (2023/10)

- 当局、国際機関、イニシアチブ等が、自然関連の開示枠組み等を支援し、これに係るリスクや機会等を特定・測定・対応していくための枠組み等を策定・強化していくことを提言



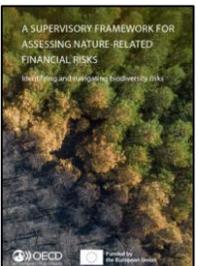
Nature-related Financial Risks: a Conceptual Framework to guide Action by Central Banks and Supervisors (NGFS) (2023/9)

- 物理的・移行リスクの原因を特定し、経済的リスクを評価し、金融システムへのリスクを評価をするといった、自然関連の金融リスクに関する概念枠組みを提示



A SUPERVISORY FRAMEWORK FOR ASSESSING NATURE-RELATED FINANCIAL RISKS, Identifying and navigating biodiversity risks (OECD) (2023/9)

- 自然関連リスクを特定し、優先順位付けを行い、経済リスク・金融リスクを評価するなど、監督の枠組みに係るガイダンスとして策定・公表



森林の保全・木材の利用

- 二酸化炭素吸収源や生態系を支える自然資本として、森林保全とこれを促す木材の利用についても、**気候変動対策**や**生物多様性**の観点から、関心の高まりが指摘されている。
- 林野庁においては、2024年3月に「**建築物への木材利用に係る評価ガイドンス**」を策定し、**建築物への木材利用の効果**について、建築事業者等が、投資家等に木材利用の意義・効果等を説明する際の評価項目・評価方法を取りまとめ、幅広い関係者の対話のツールとして公表している。

■ 本ガイドンスにおける建築物への木材利用に係る評価の全体像

| 評価分野 | 評価項目 (建築事業者等が行う取組) | 評価方法 |
|-------------------|----------------------------|---|
| 1. カーボンニュートラルへの貢献 | ①建築物のエンボディカーボンの削減 | ✓ LCAにより算定した、建築物に利用した木材の製品製造に係るGHG排出量を示す。 |
| | ②建築物への炭素の貯蔵 | ✓ 林野庁「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により炭素貯蔵量を示す。 |
| 2. 持続可能な資源の利用 | ①持続可能な木材の調達（デュー・デリジェンスの実施） | ✓ 利用する木材について、以下を確認していることを示す。また、i)についてはその量や割合を示す。 i) ①合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（グリーンウッド法）に基づき合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであること、又は②認証材（森林認証制度により評価・認証された木材）であることのいずれかであること。 ii) サプライチェーンにおいて「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた人権尊重の取組が実施されていること。 |
| | ②森林資源の活用による地域貢献 | ✓ 地域産材（又は国産材）の利用の有無、利用量や利用割合を示す。 ✓ 地域産材の活用を目的として、地域の林業・木材産業者と建築物木材利用促進協定等を締結していることを示す。 ✓ 産業連関表を用いて、木材利用による地域経済への波及効果を定量的に示す。 |
| | ③サーキュラーエコノミーへの貢献 | ✓ サーキュラーエコノミーの観点から、木材は再生可能資源として評価されるものであることを示す。 ✓ 建築物において循環性（サーキュラリティ）を意識した、例えば以下のような取組を実施していることについて具体的な内容を、可能な場合は定量的に示す。 i) 木材利用により非生物由来の（再生不可能な）バージン素材の利用を削減している。 ii) 再利用木材（木質ボード等）を活用している。 iii) 解体時の環境負荷を低減する設計を採用している。 |
| 3. 快適空間の実現 | 内装木質化による心身面、生産性等の効果 | ✓ 建築物の用途等に応じて、訴求度が高い内装木質化の効果を示す。 |

(出所) 林野庁「[建築物への木材利用に係る評価ガイドンス](#)」(2024年3月)

- 食品提供等を通じた栄養・健康への対応・貢献についても、規制動向や消費者嗜好の変化等の観点から、機会・リスク両面で事業に影響を及ぼし得るとして、ESG評価や投資方針等で、一定の加味を行う動きがある。

ESG評価ウェイトの一例

(%)

| | ソフト ドリンク | 加工 食品 | 食品 流通 | 食品 小売 | 総合 小売 | ビール醸 造 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|
| 炭素排出 | | | | 0.1 | 0.2 | |
| 製品カーボンフットプリント | 5.9 | 6.9 | 11.9 | 7.7 | 6.7 | 9.5 |
| 責任ある原材料調達 | 0.2 | 8.9 | 11.3 | 6.8 | 5.8 | |
| 水資源枯渇 | 13.6 | 12.6 | | | | 18.2 |
| 包装材廃棄 | 16.1 | 9.6 | | | | 13.4 |
| 有害物質と廃棄物管理 | | 0.1 | | | | |
| 労働安全衛生 | 5.9 | 1.4 | | | | 9.2 |
| 人的資本開発 | | 0.2 | | 0.2 | | |
| 労働マネジメント | 0.3 | 0.1 | 1.6 | 16.7 | 15.2 | |
| サプライチェーンと労働管理 | 2.3 | 1 | 0.7 | 0.8 | 11 | |
| 製品化学物質安全 | | | 0.8 | | 0.3 | |
| プライバシー&データセキュリティ | | | | 13.9 | 12.8 | |
| 製品安全品質 | 9.4 | 13.7 | 22.5 | 14 | 8.8 | 13.4 |
| ヘルスケアへのアクセス | | 0.1 | | | | |
| 栄養・健康の機会 | 13.4 | 12.4 | 10.5 | 6.8 | 5.8 | 3.3 |
| ガバナンス | 33 | 33 | 40.6 | 33 | 33.4 | 33 |

(出典) MSCI ESG Industry Materiality Mapから抜粋

※厚生労働省 第3回「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」資料2-2を基に作成

※同検討会報告書では、本邦我が国が注力して取り組むべき主な栄養課題として、「食塩（ナトリウム）の過剰摂取」等を取り上げている。

投資家による取組みの一例

政府が一昨年12月に開催した「東京栄養サミット2021」では、民間イニシアティブによる「Nutrition for Growth投資家宣言」が発表され、内外の大手機関投資家53社が署名している。

Nutrition for Growth投資家宣言（抄）

責任ある投資家として栄養課題に取り組むことは、受益者に対する受託者責任と一貫し、投資家、企業および社会への相互利益がもたらされる行為であると認識しています。

私たちのエンゲージメントの目的は、食品・飲料会社が世界的な栄養問題に関連するビジネスリスクと影響を最小限に抑え、投資家の利益と社会への還元を高めることです。

ご議論いただきたい事項（多様化するサステナビリティ課題）

- 気候変動分野の取組みを参考としながら、他の分野において、金融分野と事業会社等との対話を進めていく様々な取組みが見られつつある一方、資源面では一定の制約も存在。多様化するサステナビリティ課題について、優先順位をどう考えるべきか。
- 例えば、国際的には、開示の分野で、気候変動を最優先にしつつ、人的資本と自然資本を優先的に取り組んでいくべきとの指摘も存在。気候変動がとりわけ緊要性が高い課題との認識でよいか。他に、事業の成長・持続可能性や金融システムの健全な発揮といった観点から、特に重要となり得る課題はあるか。
- こうした分野の広がりも踏まえて一層多種多様となるステークホルダーとの間で、金融分野からどのように効果的・効率的に対話・コミュニケーションを図っていくことが望ましいか。また、人権、自然資本、健康といった個別の分野ごとに、特に留意すべき事項はあるか。

(参考)

「サステナブルファイナンスは、持続可能な経済社会システムの実現に向けた広範な課題に対する意思決定や行動への反映を通じて、経済・産業・社会が望ましいあり方に向けて発展していくことを支える金融メカニズム、すなわち、持続可能な経済社会システムを支えるインフラと位置付けるべき」(サステナブルファイナンス有識者会議(第一次)報告書)

「SDGsは、本来的には企業・投資家・金融機関といった各経済主体が自主的に取り組むべきものであるが、何らかの要因でそうした動きが妨げられて外部不経済が発生している場合には、経済全体としての最適な均衡の実現に向け、当局として促すことも必要」(金融庁「金融行政とSDGs」(2018年12月))